

装技技第19497号
令和8年9月28日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

} 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の細部実施要領について（
通知）

標記について、実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の実施要領について（
防装庁（事）第336号。令和8年9月17日）別紙第13の規定に基づき、別紙の
とおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

実証型ブレークスルー研究（ＳＢＩＲ試行）の細部実施要領

（目的）

第１ この細部実施要領は、実証型ブレークスルー研究（ＳＢＩＲ試行）の実施要領について（防装庁（事）第３３６号。令和８年９月１７日）別紙（以下「実施要領」という。）第１３の規定に基づき、実証型ブレークスルー研究（ＳＢＩＲ試行）（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な細部を定めるものである。

（用語の定義）

第２ この細部実施要領における用語の定義は、実施要領第２に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究開発代表者」とは、プロジェクトの代表者をいう。
- (2) 「研究開発分担者」とは、研究開発代表者とプロジェクトを共同で行う者をいう。
- (3) 「デュー・ディリジェンス」とは、研究開発活動の実施に際して、研究開発に参画する研究開発機関や研究者、開発者等の適切性を確認するプロセスをいう。
- (4) 「リスクマネジメント」とは、研究セキュリティを確保するために行う、リスク確認・リスク評価（デュー・ディリジェンスを含む。）、リスク軽減措置及びフォローアップの一連の活動をいう。
- (5) 「不正使用等」とは、故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容若しくは当該決定に付した条件に違反した使用をいう。
- (6) 「不正行為」とは、発表された研究成果に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は重大な過失によるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- (7) 「契約担当官等」とは、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第２条に規定する契約担当官等をいう。

（プログラスマネージャー及びプロジェクトリーダーの役割）

第３ 実施要領第４に規定するプログラスマネージャー（以下「PM」という。）及びプロジェクトリーダー（以下「PL」という。）は、次の業務を実施するものとする。

(1) PM

- ア プログラム（トピックごとに行われるプロジェクト全体をいう。以下同じ。）を統括し、本制度の運営を図る。
- イ 実施要領第７第１項に規定するＳＢＩＲプログラム計画書を作成する。
- ウ 実施要領第６第３項に規定するトピック案を作成する。

エ 実施要領第4第3項に規定するPLの指名を行う。

オ プロジェクト及び各フェーズ（実施要領第3第2項に規定する「フェーズ」をいう。以下同じ。）の進捗状況を把握し、プログラムの進行管理に必要な判断及び調整を行う。

カ プロジェクトについて、実施要領第5第2項に規定する審査に付するため、審査委員会の開催を依頼する。

(2) PL

ア プロジェクトの進捗を把握し、プロジェクトの進捗状況、課題その他の必要な事項についてPMに報告する。

イ スタートアップ等とプロジェクトの進捗に必要な調整を行う。

ウ 各フェーズの終了時に、審査のため、第7に定める事務局と調整の上、プロジェクトの進捗及び防衛力としての必要性に関する意見書をPMに提出する。

エ フェーズ3におけるアジャイル型開発に際し、試験実施部隊との調整を行う。

(プロジェクトの進捗確認)

第4 プロジェクトの進捗確認は、次のとおりとする。

(1) PLは、事務局同席の下、定期的に研究開発実施場所への訪問、対面又はオンラインによる面談その他プロジェクトの状況に応じた方法により研究開発代表者等からプロジェクトの進捗について、聴取等をするものとする。

(2) PLは、プロジェクトの円滑な実施のため、研究開発代表者等との間で必要な調整を行うものとする。

(3) PLは、研究開発代表者等の求めに応じ、事業計画や研究開発内容について助言を行うことができる。その際、スタートアップ等の中で情報の不均衡が生じないよう公平性を確保することに努めなければならない。

(4) PLは、PMが不正使用等及び不正行為を未然に防止する必要があると認めた場合には、研究開発代表者等に対して指導を行うものとする。

(5) PLは、研究開発代表者等との間で聴取、調整、助言又は指導を行う際には、事務局を同席させるとともに、研究開発代表者等が研究開発実施主体であることを十分に尊重するものとする。

(トピックの決定)

第5 実施要領第6第2項に規定するトピックの案の作成に必要な資料は、別紙様式第1によるものとする。

(SBIRプログラム計画書)

第6 実施要領第7第1項に規定するSBIRプログラム計画書には、トピックごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) トピックの名称
- (2) トピックの成果を活用する各自衛隊等
- (3) トピックの具体的な内容
- (4) トピックの目標とする機能又は性能
- (5) 達成要領
 - ア 計画線表
 - イ 経費

(事務局)

第7 本制度の実施及び実施要領第5に規定する審査委員会の運営に必要な事務を行うため、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課に事務局を置く。

2 事務局は、PM及びPLを補佐し、本制度の実施に関する事務を処理するものとする。

3 事務局の構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長
- (2) 事務局員 事務局長の指名する者

(応募資格)

第8 応募資格は、次に掲げるもののほか、公募要領で定める。

(1) スタートアップ等であって、次の条件を満たすこと。

ア 日本国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。

イ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること。資格を取得していない場合は契約時までには資格の取得を必要とする。

(2) 応募資格に該当する者が、他企業又は研究者と共同で研究開発を行う場合、他企業又は研究者を研究開発分担者として共同で応募することを妨げない。ただし、研究開発代表者は必ず前号ア及びイの条件を満たす中小企業者とする。

(不合理な重複と過度の集中に係る措置)

第9 PMは、応募書類、関係府省等からの情報及び他の情報により、競争的研究費の不合理な重複又は過度の集中が認められた場合は、プロジェクトの採択の取消しについて、審査委員会に審査を依頼するものとする。

2 PMは、審査の結果、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合は、プロジェクトの採択取消し等を行うとともに、その旨を長官へ報告するものとする。

3 第1項の措置の検討に当たっては、PMは、優秀なスタートアップ等が多く、競争的研究費及びプロジェクトを獲得する可能性を考慮し、競争的研究費の重複又は集中の全てが不適切であるとは限らないことに十分留意するものとする。

(事実と異なる応募書類の提出に係る措置)

第10 PMは、事実と異なる応募書類の提出が行われた可能性があるとして認められる場合は、プロジェクトの採択の取消しについて、審査委員会に審査を依頼するものとする。

2 PMは、審査の結果、事実と異なる応募書類の提出が行われたと認められた場合は、プロジェクトの採択取消しを行うとともに、その旨を長官へ報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、応募書類に軽微な形式上の不備がある場合であって、PMが補正により対応可能と認めるときは、必要な補正を求めることができる。

(審査委員会)

第11 審査委員会の運営については、次のとおりとする。

(1) 審査委員会を構成する委員（以下「審査委員」という。）の委嘱

ア 審査委員としてPMが委嘱する外部有識者（以下「外部有識者」という。）は、次の条件の全てを満たす者とする。

(ア) トピックに係る先端技術、各自衛隊等のニーズ又はスタートアップ等の経営管理等に十分な知見を有し、かつ、公正な立場から審査を行うことができる者であること。

(イ) 氏名、所属及びその者が行う審査の結果の公表についてあらかじめ同意している者であること。

(ウ) トピックの審査等により知り得た情報について、PMが認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならないことについてあらかじめ同意している者であること。

イ 委嘱した審査委員がア(ア)から(ウ)までに掲げる条件のいずれかを欠いた場合又は審査委員として適当でないと認められる場合には、委嘱を取りやめることができる。

ウ 外部有識者に対しては、諸謝金その他必要な経費を支払うことができる。

(2) 利害関係者の除外

ア 審査等に当たっては、公正性及び中立性を確保した審査を行う観点から、利害関係者となる審査委員が加わらないようにしなければならない。

イ 利害関係者は、次の(ア)から(カ)までに定める条件のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 審査対象のスタートアップ等に所属する場合

(イ) 審査対象のスタートアップ等に出資又は融資している個人

(ウ) 審査対象のスタートアップ等に出資又は融資している法人に所属する場合

(エ) (ア)に該当する者と、親族関係又はそれと同等の密接な個人的関係にある場合

- (オ) 審査対象のスタートアップ等と、審査等の結果が直接的な利益につながる
と見なされるおそれのある対立的な関係又は競争的な関係にある場合
- (カ) その他審査委員が自ら密接な関係にあると判断した場合

(プロジェクトの採択)

第12 実施要領第9に規定するプロジェクトの採択は、応募したスタートアップ等から提出されたトピックごとの申請書類に基づき、別表第1に定める審査項目に基づき行うものとする。

(プロジェクトの審査)

第13 実施要領第10に規定するプロジェクトの審査は、次のとおりとする。

- (1) PLは、フェーズ1終了後のステージゲート審査（以下「SG1」という。）
、フェーズ2終了後のステージゲート審査（以下「SG2」という。）及びフェーズ3終了時の審査（以下「最終審査」という。）に先立ち、別紙様式第2から別紙様式第4までに定める意見書を作成し、PMに提出するものとする。
- (2) PLは、別紙様式第2及び別紙様式第3に定める意見書の作成に当たっては、事務局を通じて整備計画局防衛計画課長の了解を得た上で、PMに提出するものとする。
- (3) PLは、別紙様式第4に定める意見書の作成に当たっては、事務局を通じて整備計画局長の了解を得た上で、PMに提出するものとする。
- (4) SG1、SG2及び最終審査は、別表第2から別表第4までに定める審査項目に基づき行うものとする。
- (5) 第9第1項の規定に基づく審査が行われる場合、PMは不合理な重複又は過度の集中に係る資料を審査委員会に提出するものとする。
- (6) 第10第1項の規定に基づく審査が行われる場合、PMは事実と異なる応募書類の提出に係る資料を審査委員会に提出するものとする。

(フェーズの省略)

第14 実施要領第10第4項のフェーズ2の省略については、次のとおりとする。

- (1) PMは、フェーズ1終了時点で試作品が完成する見込みであり、フェーズ2の省略を希望するスタートアップ等がある場合には、PLと調整の上、SG1の実施前までに、当該スタートアップ等からフェーズ2の省略申請書を別紙様式第5によりPMに提出させるものとする。
- (2) PLは、フェーズ2の省略の審査に先立ち、別紙様式第6に定める意見書を作成しPMに提出するものとする。
- (3) PMは、同一のトピックについてSG1に合格した全てのスタートアップ等が第1号に規定するフェーズ2の省略申請書を提出している場合は、フェーズ2の省略申請書及び前号に規定する意見書を付して、審査委員会にフェーズ2の省略

の審査を依頼するものとする。

- (4) フェーズ2の省略の審査は、別表第5に定める審査項目に基づき行うものとする。
- (5) PMは、審査委員会においてフェーズ2の省略が適当であると認められた場合は、当該トピックについてフェーズ2を省略することができる。

(フェーズの延長)

第15 実施要領第10第5項のフェーズ2又はフェーズ3の延長は、次のとおりとする。

- (1) PMは、フェーズ2又はフェーズ3の延長を希望するスタートアップ等がある場合には、当該スタートアップ等からプロジェクト中間報告書を別紙様式第7によりPMに提出させるものとする。
- (2) PMは、同一のトピックについて研究開発を行う全てのスタートアップ等がフェーズ2又はフェーズ3の延長を申請している場合は、審査委員会にフェーズの延長に係る審査（以下「延長審査」という。）を依頼するものとする。
- (3) 延長審査は、別表第6に定める審査項目に基づき行うものとする。
- (4) PMは、審査委員会においてフェーズの延長が妥当であると認められた場合は、フェーズの延長及び延長期間を決定し、契約の変更を行うものとする。

(要求機能・性能の修正)

第16 決定されたトピックの要求機能・性能の修正については、次のとおりとする。

- (1) 各幕僚長等は、SG1又はSG2の結果を踏まえ、要求機能・性能を修正することができる。この場合において、フェーズ2における試作品の要求機能・性能についてはフェーズ2開始前までに、フェーズ3における試作品の要求機能・性能についてはフェーズ3開始前までに、修正するものとする。
- (2) 各幕僚長等は、アジャイル型開発を通じてフェーズ3開始前に設定した要求機能・性能を修正することができる。
- (3) PLは、最終審査までに、「装備品として必要な要求機能・性能」を定め、アジャイル型開発の結果得られた成果物と装備品として必要な要求機能・性能との比較に関する所見を意見書に記載するものとする。

(採択結果及び審査結果の公表)

第17 PMは、採択結果及び審査結果について、知的財産権等に十分配慮した上で、速やかに防衛装備庁のホームページ等において公表するものとする。

(プロジェクト成果報告書)

第18 PMは、第13に規定する審査に付するため、各フェーズの事業期間終了日ま

で、スタートアップ等に別紙様式第8、別紙様式第9及び別紙様式第10により、プロジェクト成果報告書を提出させるものとする。

(プロジェクトの成果の公表)

第19 プロジェクトの成果の公表については、次のとおりとする。

- (1) PMは、プロジェクトで得られたデータの詳細等について公表を希望するスタートアップ等に対して、プロジェクト成果公表申請を別紙様式第11により、提出させるものとする。
- (2) PMは、別紙様式第12により、公表の可否について当該スタートアップ等に回答するものとする。

(装備品等の取得)

第20 プロジェクトの成果を活用する各自衛隊等は、実施要領第11の規定に基づき、フェーズ3開始後、整備計画局長と調整の上、取得数量の見込みと取得予定時期について検討するものとする。

- 2 前項の検討結果を踏まえ、プロジェクトの成果を活用する各自衛隊等は、装備品等の取得に必要な予算について要求するものとする。

(研究セキュリティの確保に関する取組)

第21 PMは、実施要領第8第3項第7号に規定する研究セキュリティの確保に関する取組を、研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（令和7年12月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議。以下「手順書」という。）に従い実施するものとする。

- 2 手順書に規定する特定研究開発プログラムの運営体制の整備における「運営に関する者」は次のとおりとする。
 - (1) 防衛装備庁技術戦略部長
 - (2) 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課の職員
 - (3) 実施要領第5第6項の規定に基づき、審査委員会へ出席又は必要な協力を行う者
 - (4) 本制度の運営を受託する者のうち採択審査、進捗管理、評価等の応募内容又は公表前の研究開発内容を取り扱う業務に従事する者
- 3 前項に定める者は、守秘義務の遵守を徹底するものとする。
- 4 PMは必要に応じて、運営状況について、長官へ報告するものとする。
- 5 事務局は、第11第1号アに規定するPMが委嘱する外部有識者について、手順書に定める情報を確認することにより、デュー・ディリジェンスを行うものとする。
- 6 事務局は、研究開発代表者及び研究開発分担者が所属するスタートアップ等、研究開発代表者及び研究開発分担者へのリスクマネジメントを行う。

7 PMは、重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合は、対応措置について検討し、長官へ報告する。

(情報セキュリティの確保に関する取組)

第22 PMは、委託契約を締結したスタートアップ等に対し、必要に応じて情報セキュリティの確保に関して必要な事項を実施させるものとする。

(秘密の保全に関する取組)

第23 PMは、委託契約の締結に当たり、スタートアップ等に対し、秘密の保護に関し必要な措置を講じさせるものとする。この場合において、防衛省が指定した秘密情報を取り扱うときは、必要に応じて防衛事業適合事業者契約を締結させるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第24 本制度の実施により取得した知的財産権は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に基づき、一定の条件を付した上で、スタートアップ等に帰属させることができるものとする。

(プロジェクトの委託に係る事務)

第25 本制度における研究開発は、委託契約を締結することによって行うものとする。

2 契約担当官等は、審査に合格したスタートアップ等の研究開発計画を基に、委託費を算定するものとする。

3 契約担当官等は、前項の規定により委託費の算定が行われた後、スタートアップ等との委託契約を締結する。

4 スタートアップ等が他企業と共同で研究開発を行う場合、代表企業となるスタートアップ等と他企業との間で再委託契約を締結するものとする。

5 委託費の支払

(1) 防衛装備庁長官官房会計官は、防衛装備庁技術戦略部長（以下「技術戦略部長」という。）の求めに応じ、契約相手方であるスタートアップ等から、委託費の支払に必要な事業実績報告書等の提出があった場合には、契約担当官等と調整の上、提出された報告書の内容を精査する。契約担当官等は、当該精査の結果に基づき精算を行う。

(2) 防衛装備庁長官官房会計官は、技術戦略部長の求めに応じ、契約相手方であるスタートアップ等が、委託費の額を確定する前に委託費の概算払を希望した場合には、契約担当官等と調整の上、委託費の概算払の必要性等を精査する。契約担当官等は、当該精査に基づき概算額の確定を行うものとする。

6 委託契約の締結は、技術戦略部長が防衛装備庁長官官房会計官と協議して定める

実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）委託契約事務処理要領に基づき行うものとする。

（競争的研究費の不正使用等への対応）

第 2 6 本制度において配分する競争的研究費に関し、配分先であるスタートアップ等における不正使用及び不正受給を防止し、これに適切に対応するための指針は、技術戦略部長が別に定めるものとする。

2 技術戦略部長は、防衛装備庁による競争的研究費の不正使用及び不正受給への対応について周知を図るため、防衛装備庁ホームページその他適切な手段を活用して、前項の指針を公開するものとする。

（研究活動における不正行為への対応）

第 2 7 本制度において配分する競争的研究費による研究活動における不正行為を防止し、これに適切に対応するための指針は、技術戦略部長が別に定めるものとする。

2 技術戦略部長は、防衛装備庁による不正行為への対応の取組について周知を図るため、防衛装備庁ホームページその他適切な手段を活用して、前項の指針を公開するものとする。

別表第 1（採択審査）

段階	審査項目
採択審査	公募要領に基づきスタートアップ等がPMに提出した書類の次の記載を踏まえ、提案されたプロジェクトがトピックの解決方法が妥当であり、実現可能性を有すること。 (1) トピックとの整合性 (2) トピック解決方法の新規性、革新性、実現性 (3) 研究開発計画の具体性、適切性 (4) 研究開発費用 (5) 応募者の経営状況（執行体制、財務状況等）と開発実行体制 (6) 研究セキュリティに関する質問票に対する回答

別表第 2（SG1）

段階	審査項目
フェーズ 1	1 調査結果に基づき、トピックの解決が可能な技術であり、試作作成の目途が立っていること。 2 防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性、有効性、要求性能、取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 3 プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) トピックの解決が可能な技術であることの論理的説明 (2) 試作単価 (3) 量産体制・量産単価（見込み） (4) 試作品の機能・性能（見込み） (5) 試作の研究開発計画 (6) 試作に必要な生産設備

別表第3（SG2）

段階	審査項目
フェーズ2	1 （必要に応じて）情報セキュリティに関する取組を実施すること。 2 （必要に応じて）防衛事業適合事業者契約を締結していること。 3 試作品の試験結果に基づき、当該試作品がトピックの解決に資する機能及び性能を有し、フェーズ3における大規模技術実証に供し得るものであると見込まれること。 4 防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性、有効性、要求機能及び性能、取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 5 プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) 試作品の機能・性能 (2) 量産単価（見込み） (3) 量産品の計画 (4) 量産に必要な生産設備

別表第4（最終審査）

段階	審査項目
フェーズ3	1 フェーズ3の実証結果に基づき、当該成果物が装備品等として採用できる機能・性能を備えており、量産の目途が立っていること。 2 防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性・有効性、要求性能・取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 3 プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) 試作品の機能・性能 (2) 量産単価 (3) 生産施設、生産設備 (4) 生産能力 (5) 量産納期（初ロット出荷時期）

別表第5（フェーズ2の省略の審査）

段階	審査項目
フェーズ1	1 調査結果に基づき、トピックの解決が可能な技術であることを確認しており、試作品が完成していること。 2 試作品の試験結果に基づき、当該試作品がトピックの解決に資する機能及び性能を有し、フェーズ3における大規模技術実証に供し得るものであると見込まれること。 3 防衛力整備の観点（当該トピックの防衛力としての必要性・有効性、要求性能・取得価格の妥当性）と整合性を有すること。 4 プロジェクト成果報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) トピックの解決が可能な技術であることの論理的説明 (2) 試作品の機能・性能 (3) 量産単価（見込み） (4) 量産品の計画 (5) 量産に必要な生産設備

別表第6（延長審査）

段階	審査項目
フェーズ2	1 中間報告書に基づき、延長期間内にトピックの解決が可能と見込まれる機能・性能を有する試作品を完成させ、フェーズ3に移行できる見込みがあること。 2 中間報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) 研究開発の成果 (2) 知的財産権の申請状況 (3) 延長を希望する理由 (4) 研究開発の今後の予定
フェーズ3	1 中間報告書に基づき、延長期間内に当該成果物が装備品等として採用できる機能・性能を備え、量産に移行できる見込みがあること。 2 中間報告書に以下に掲げる事項が適切に記載されていること。 (1) 研究開発の成果 (2) 知的財産権の申請状況 (3) 延長を希望する理由 (4) 研究開発の今後の予定

研究開発課題（トピック）記載フォーマット

研究開発課題名	
課題提案元	
研究開発目的	
運用構想	
研究開発完了希望 時期	
要求機能・性能	
期待する量産単価	
予定調達量	
評価のための各自 衛隊等が行う試験 に関する計画	

意見書（SG1）

令和 年 月 日

プログラマネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

（プロジェクトリーダー氏名）

年 月 日付
令和8年度 実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）
（プロジェクト名 ）

上記プロジェクトについて、実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）の細部実施要領について（装技技第 号。令和8年 月 日）第13第1号の規定に基づき、意見を提出する。

記

- 1 プロジェクトの進捗状況
- 2 試作品の機能・性能の見込みに関する所見
- 3 フェーズ開始前に設定した要求機能・性能との比較に関する所見
- 4 防衛力としての必要性及び有効性に関する所見

意見書（SG2）

令和 年 月 日

プログラマネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

（プロジェクトリーダー氏名）

年 月 日付
令和8年度 実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）
（プロジェクト名 ）

上記プロジェクトについて、実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）の細部実施要領について（装技技第 号。令和8年 月 日）第13第1号の規定に基づき、意見を提出する。

記

- 1 プロジェクトの進捗状況
- 2 試作品の機能・性能に関する所見
- 3 フェーズ開始前に設定した要求機能・性能との比較に関する所見
- 4 防衛力としての必要性及び有効性に関する所見
- 5 情報セキュリティ及び秘密保全に関する所見
 - (1) 情報セキュリティ対策の必要性
有 ・ 無
 - (2) 秘密保全措置の必要性
有 ・ 無

意見書（最終審査）

令和 年 月 日

プログラマネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

(プロジェクトリーダー氏名)

年 月 日付
令和8年度 実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）
（プロジェクト名 ）

上記プロジェクトについて、実証型ブレークスルー研究（ＳＢＩＲ試行）の細部実施要領について（装技技第 号。令和８年 月 日）第１３第１号の規定に基づき、意見を提出する。

記

- 1 プロジェクトの進捗状況
- 2 試作品の機能・性能に関する所見
- 3 装備品として必要な要求機能・性能との比較に関する所見
- 4 防衛力としての必要性及び有効性に関する所見

フェーズ 2 省略申請書

(文書番号)

年 月 日

プログラママネージャー

防衛装備庁技術戦略部長 殿

(スタートアップ等)

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

年 月 日付

令和 8 年度 実証型ブレークスルー研究 (S B I R 試行) (プロジェクト名)

フェーズ 1

委託契約額 円

研究期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

上記プロジェクトについて下記のとおり成果を得たため、実証型ブレークスルー研究 (S B I R 試行) の細部実施要領について (装技技第 号。令和 8 年 月 日) 第 1 4 第 1 号の規定に基づきフェーズ 2 の省略を申請します。

記

1 プロジェクトの概要

研究開発目的、運用構想、要求機能・性能、期待する量産単価及び予定調達量との対応状況

2 フェーズ 2 における研究開発及び試作の成果の概要

3 試作品の機能・性能

4 量産に向けた計画

- (1) 量産単価の見込み
- (2) 量産計画
- (3) 量産に必要な生産設備

5 情報セキュリティ及び防衛事業適合事業者契約に関する状況 (必要に応じて記載)

意見書（フェーズの省略）

令和 年 月 日

プログラマネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

(プロジェクトリーダー氏名)

年 月 日付
令和8年度 実証型ブレークスルー研究（SBI R 試行）
（プロジェクト名 ）

上記プロジェクトについて、実証型ブレークスルー研究（ＳＢＩＲ試行）の細部実施要領について（装技技第 号。令和８年 月 日）第１４第２号の規定に基づき、意見を提出する。

記

- 1 プロジェクトの進捗状況
- 2 試作品の機能・性能に関する所見
- 3 フェーズ開始前に設定した要求機能・性能との比較に関する所見
- 4 防衛力としての必要性及び有効性に関する所見

プロジェクト中間報告書

(文書番号)

年 月 日

プログラママネージャー

防衛装備庁技術戦略部長 殿

(スタートアップ等)

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

令和8年度 実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）（プロジェクト名）
委託契約額 円
研究期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

上記プロジェクトについて、下記のとおり中間成果を報告します。

記

- 1 プロジェクトの概要
- 2 研究開発の成果の概要
- 3 研究開発の成果の詳細
- 4 知的財産権の申請状況
- 5 延長を希望する理由
- 6 研究開発の今後の予定

プロジェクト成果報告書（SG1）

(文書番号)

年 月 日

プログラムマネージャー

防衛装備庁技術戦略部長 殿

(スタートアップ等)

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

年 月 日付

令和 8 年度 実証型ブレークスルー研究（SBIR 試行）（プロジェクト名）

フェーズ 1

委託契約額 円

研究期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

上記プロジェクトについて、下記のとおり成果を報告します。

記

- プロジェクトの概要
研究開発目的、運用構想、要求機能・性能、期待する量産単価及び予定調達量との対応状況
- フェーズ 1 における調査及び概念実証の成果の概要
- トピックの解決に資する技術であることの論理的説明
- 試作品作成に向けた研究開発計画
 - 試作単価
 - 試作品の機能・性能の見込み
 - 試作内容及び達成目標
 - 試作に必要な生産設備
- 量産に向けた見込み
 - 量産体制
 - 量産単価の見込み
- 知的財産権の申請状況

プロジェクト成果報告書（SG2）

(文書番号)

年 月 日

プログラムマネージャー

防衛装備庁技術戦略部長 殿

(スタートアップ等)

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

年 月 日付

令和8年度 実証型ブレークスルー研究（SBIR試行）（プロジェクト名）

フェーズ2

委託契約額 円

研究期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

上記プロジェクトについて、下記のとおり成果を報告します。

記

1 プロジェクトの概要

研究開発目的、運用構想、要求機能・性能、期待する量産単価及び予定調達量との対応状況

2 フェーズ2における研究開発及び試作の成果の概要

3 試作品の機能・性能

4 量産に向けた計画

- (1) 量産単価の見込み
- (2) 量産計画
- (3) 量産に必要な生産設備

5 情報セキュリティ及び防衛事業適合事業者契約に関する状況（必要に応じて記載）

6 知的財産権の申請状況

プロジェクト成果報告書（最終審査）

（文書番号）
年 月 日

プログラムマネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

（スタートアップ等）

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

年 月 日付

令和8年度 実証型ブレークスルー研究（SBI R 試行）（プロジェクト名）
フェーズ3
委託契約額 円
研究期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

上記プロジェクトについて、下記のとおり成果を報告します。

記

- プロジェクトの概要
研究開発目的、運用構想、要求機能・性能、期待する量産単価及び予定調達量との対応状況
- フェーズ3におけるアジャイル型開発及び大規模技術実証の成果の概要
- 試作品の機能・性能
- 量産に向けた事項
 - 量産単価
 - 量産する工場及び生産設備
 - 生産能力（生産量）
 - 量産納期（初ロット出荷時期）
- 知的財産権の申請状況

プロジェクト成果公表申請

(文書番号)
年 月 日

プログラママネージャー
防衛装備庁技術戦略部長 殿

(スタートアップ等)

所在地	
機関名	
部署・職名	
氏名	

年 月 日付
実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）「（プロジェクト名）」

上記プロジェクトについて、得られた成果を下記のとおり公表しますので、実証型
ブレークスルー研究（S B I R 試行）の細部実施要領について（装技技第 号。
令和 8 年 月 日）第 1 9 第 1 号の規定に基づき申請します。

記

1. 公表する成果
2. 公表の方法
3. 成果を公表する時期
4. 公表を必要とする理由

プロジェクト成果公表許可

(文書番号)

年 月 日

(研究開発代表者の氏名) 殿

プログラムマネージャー

防衛装備庁技術戦略部長

(公印省略)

令和 年 月 日付で申請のあった実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の
成果公表について、実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）の細部実施要領につ
いて（装技技第 号。令和 8 年 月 日）第 1 9 第 2 号の規定に基づき、下記の
とおり回答します。

記

- 1 プロジェクト名
実証型ブレークスルー研究（S B I R 試行）「 」
- 2 公表しようとする成果
別紙様式第 1 1 のとおり
- 3 公表の可否
可 ・ 否
理由：